



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当該が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）	1
公共測量の実施の通知（道路管理課）	1
基本測量の中止の通知（道路管理課）	2
都市計画の変更・4件（都市計画・モノレール課）	2
市街地再開発組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）	3
建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（北部土木事務所）	3
建築基準法に基づく道路の指定の廃止（中部土木事務所）	4

告 示

沖縄県告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和4年9月20日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 名護市字幸喜赤渾多原1881番1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解除の理由 国定公園事業用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 名護市字幸喜赤渾多原1667番3・1883番1・1886番1・1890番1・1893番1・1894番1・1895番1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 解除の理由 国定公園事業用地とするため
 - 3 (1) 解除予定保安林の所在場所 名護市字幸喜赤渾多原1882番1・1911番・1912番・1915番・1918番1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 魚つき
 - (3) 解除の理由 国定公園事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第338号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月20日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施する地域 読谷村字親志地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第339号

令和4年8月2日沖縄県告示第282号で告示した基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から中止した旨の通知があった。

令和4年9月20日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県告示第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月20日

沖縄県知事 玉城康裕

1 都市計画の名称 1・5・1号池武当インター線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 追加する部分 沖縄市松本七丁目、知花四丁目、知花三丁目及び字知花

(2) 削除する部分 なし

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月20日

沖縄県知事 玉城康裕

1 都市計画の名称 3・2・2号池ノ當線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 追加する部分 沖縄市字白川、松本七丁目、字松本、字美里、松本六丁目、松本五丁目、知花三丁目及び知花二丁目

(2) 削除する部分 沖縄市美里六丁目及び字美里

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月20日

沖縄県知事 玉城康裕

1 都市計画の名称 3・2・1号沖縄環状線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 追加する部分 沖縄市字美里、松本六丁目、美里六丁目及び八重島二丁目

(2) 削除する部分 うるま市字前原及び字江洲並びに沖縄市明道一丁目、字松本、美原四丁目、松本二丁目、美原三丁目、美里四丁目、美里五丁目、美里六丁目及び松本六丁目

3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月20日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 3・2・7号沖縄環状線東
 - 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 うるま市字前原及び字江洲並びに沖縄市明道一丁目、字松本、美原四丁目、松本二丁目、美原三丁目、美里四丁目、美里五丁目、美里六丁目及び松本六丁目
 - (2) 削除する部分 なし
 - 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

沖縄県告示第344号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年9月20日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 組合の名称 沖縄市山里第一地区市街地再開発組合
 - 2 事務所の所在地 沖縄市山里一丁目1番1号トラスト山里ヒルズ204
 - 3 事業施行期間 平成27年4月21日から令和5年3月31日まで
 - 4 施行地区 沖縄市山里一丁目、山里二丁目、久保田一丁目及び諸見里三丁目の各一部
 - 5 設立認可の年月日 平成27年3月26日
 - 6 変更の内容 資金計画の変更
 - 7 変更の認可の年月日 令和4年8月25日
-

沖縄県告示第345号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年9月20日

沖縄県北部土木事務所長 玉城守克

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和4年7月20日
 - 3 指定に係る道路の位置 名護市字屋部後兼久236番3、239番2、240番2、244番9、244番10、244番1、244番14及び244番16
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 56.00メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル
-

沖縄県告示第346号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年9月20日

沖縄県北部土木事務所長 玉城守克

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

- 2 指定の年月日 令和4年8月16日
3 指定に係る道路の位置 名護市字為又為又原1194番115及び1194番117
4 指定に係る道路の延長及び幅員
(1) 延長 55.29メートル
(2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第347号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。
なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年9月20日

沖縄県中部土木事務所長 仲嶺智

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
2 廃止の年月日 令和4年5月25日
3 廃止に係る道路の位置 嘉手納町字水釜水釜原267番
4 廃止に係る道路の延長及び幅員
(1) 延長 24.17メートル
(2) 幅員 2.73メートル～7.59メートル

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--